



亀中だより

No.37 令和3年12月10日 文責:岡田

For The Students!

ヒューマンライツ大活躍! ~校区人権フォーラムより~



11月30日、亀山南小学校で亀山中学校区の人権フォーラムが開催されました。例年校区6小学校の6年生代表と亀山中学校からは人権サークル“ヒューマンライツ”のメンバーが参加しています。去年は開催されなかったもので、2年ぶりの開催となりました。今年のフォーラムでは、反差別・人権研究所(ヒューリアみえ)の中村尚生さんを講師に迎え、「もう一度見直してみませんか。インターネットのこと」と題した講演をみんなで聞くことができました。亀中では1年生全員もリモートで視聴させていただきました。この講演ではゲームやインターネットに夢中になることでやらなければいけないことが後回しになってしまったり、自分の気持ちをコントロールすることが難しくなってしまうことを聞くことができました。ネットやゲームの中では乱暴な言葉も軽くいってしまうなど、誰にも当てはまるような具体例も教えていただきました。

講演の後は、小グループに分かれてグループ討議が行われましたが、ここではヒューマンライツのメンバーが進行役、記録役となり、小学生をリードして話し合いをすすめてくれました。自分たちの生活や仲間のことをしっかりと語るとともに、小学生を優しく、温かくリードしている姿に参加された他の学校の先生や地域の方、保護者の方からは「頼もしいね」「とても温かいね」といった言葉をいただきました。



参加してくれたヒューマンライツメンバー

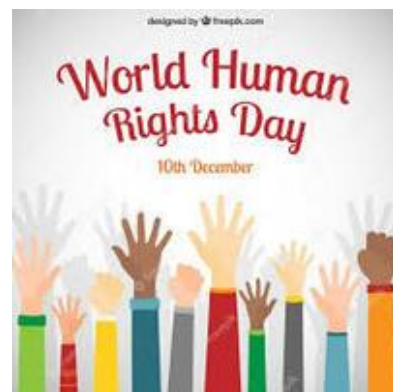
- 3年: 上野静 増地美希
 - 2年: 荒木悠 池田暖奈 岡安七海
大河内梨桜 川邊八菜
小川真央 落合未咲
 - 1年: 小菌舞波 櫻井希々羽 豊田璃緒
- ありがとうございました!

人権って何だろう?

今日、12月10日は
世界人権デーです!

今日12月10日は世界人権デーです。そしてこの日が1948年に国際連合で「世界人権宣言」が採択されたことに由来していることは学校だよりNo.34でもお伝えしましたね。

ところでみなさん、「人権って何ですか」と聞かれたら、何と答えますか? 「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」などの言葉がインターネットなどでは出てきます。もちろんほかにもいろいろな考え、答え方があっていいと思いますが、あまり「かたくるしい言葉」で終わらせたくない気がします。人権について深く考え、こころで理解し、感じる事が大切ではないでしょうか。そして人権が日常の思いやりの心によって守られるものであってほしいと思います。せっかくの機会なので、世界人権宣言の内容を裏面に記載します。ご一読ください。



国際連合 世界人権宣言(簡略版)

以下は、特に若者向けにわかりやすく書き直された世界人権宣言の 30 条項です。

1. 誰もがみな、生まれながらにして自由であり、平等です。私たちはみな生まれながらにして自由です。私たちはみな、自分たちの考えや思想を持っています。すべての人が平等に扱われなければなりません。
2. 差別してはいけません。どんな違いがあっても、すべての人が差別を受けない権利を持っています。
3. 生命に対する権利。私たちはみな、生命に対する権利、そして自由に、安全に生きる権利を持っています。
4. 奴隷制度禁止。誰も私たちを奴隷にすることはできません。私たちは誰をも奴隷にすることはできません。
5. 拷問の禁止。誰にも、誰かを傷つけたり、拷問する権利はありません。
6. どこに行っても、あなたには権利があります。誰もが、あなたと同じひとりの人間です!
7. 私たちは法の下に平等です。法律は誰に対しても平等です。私たちはみな、法律によって公平に扱われなければなりません。
8. あなたの人権は法律によって守られます。私たちが公平に扱われていないなら、法律に助けを求めることができます。
9. 不当な拘束の禁止。正当な理由なしに、誰かを刑務所に入れたり、そこにとどめたり、誰かを自分の国から追い出したりする権利は誰にもありません。
10. 裁判を受ける権利。誰かが裁判にかけられる時、それは秘密に行われるべきではありません。裁判をする人は、他の誰かに、何をすべきか指図されるべきではありません。
11. 有罪と証明されない限りは無罪。誰も事実が立証されるまでは、何かをしたことに対して責められるべきではありません。誰かが悪いことをしたと言われた時、それが真実でないなら、その人はそれを証明する権利を持っています。
12. プライバシーの権利。誰も、誰かの評判を傷つけようとするべきではありません。正当な理由なしに、私たちの家に入ったり、手紙を開けたり、私たちや私たちの家族に迷惑をかけたりする権利は誰にもありません。
13. 居住移転の自由。誰もが自国のどこでも住みたいところに住み、どこへでも行きたいところに行く権利を持っています。
14. 安全に暮らせる場所を求める権利。誰もが自国の中において迫害に怯えるなら、他の国に避難し、安全を確保する権利を持っています。
15. 国籍を持つ権利。誰もがみな特定の国に属する権利を持っています。
16. 結婚および家庭生活の自由。すべての成人した男女は、自分が求めるなら、結婚し、家庭を持つ権利があります。男性も女性も、結婚したり、結婚を解消したりする時、平等の権利を持ちます。
17. あなた自身の所有物への権利。誰もが、ものを所有したり、共有する権利を持っています。誰も、他の誰かのものを正当な理由なしに取り上げてはいけません。
18. 思想の自由。誰もがみな、自分たちが信じたいものを信じる権利、信仰を持つ権利、また私たちが望むなら、信じるものを変える権利を持っています。
19. 自分の意見を持ち表明する自由。私たちはみな、自分で決断し、自分が考えたいように考え、自分が思ったことを言い、自分の考えを他の人たちと分かちあう権利を持っています。
20. グループを結成する自由。私たちはみな、友人と集い、自分たちの権利を守るために共に平和的に働く権利を持っています。誰も、誰かが嫌がっている時、団体に参加させることはできません。
21. 民主政治を求める権利。私たちはみな、自国の政治に参加する権利を持っています。どの成人した男女にも、自分たちの指導者を選ぶ権利が与えられるべきです。
22. 社会保障を求める権利。私たちはみな、自分で購入可能な住宅を持ち、医療、教育、そして子供の世話をする権利を持っており、もし、病気になったり、年老いた場合には、生きるのに十分なお金や、医療的な援助を受ける権利があります。
23. 労働者の権利。どの成人した男女も、仕事をし、仕事に見合った賃金を得たり、労働組合に加入する権利を持っています。
24. 休息を持つ権利。私たちはみな、休みを取り、休息を持つ権利を持っています。
25. 衣食住の権利。私たちはみな、十分な生活水準を持つ権利を持っています。母親、子供、年老いた人、失業中の人、心や身体に障害を持つ人はみな、保護を受ける権利を持っています。
26. 教育を受ける権利。教育は権利です。小学校は無償であるべきです。私たちは国連について学び、他の人々と互いに協調する方法を学ぶべきです。両親は子供が何を学ぶべきかを選ぶことができます。
27. 著作権。著作権とは、人の芸術的な創造物や著作を守る特別な法律です。他の人は、許可なしにそれらを複製することはできません。私たちはみな、自分なりの生き方に対する権利を持っており、芸術、科学、そして学習がもたらす素晴らしいものを楽しむ権利を持っています。
28. 自由で平等な世界。誰もがみな、私たち自身の国や世界のどこにおいても権利や自由が授けられるように、適切な秩序があるべきです。
29. 責任。私たちは、他の人々に対する務めがあります。私たちは彼らの権利や自由を守らなければなりません。
30. 誰もあなたの人権を奪うことはできません。